

東京都公衆浴場対策協議会 (第22次協議会 第1回)

令和3年2月19日(金)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 2 時00分開会

○野口課長 それでは、定刻になりましたので「第22次第 1 回東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策のためオンラインにより実施いたします。何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、オンラインの操作について御説明させていただきます。ハウリング防止のため、発言される時以外は恐れ入りますがマイクをオフ、赤色にさせていただきますようお願いいたします。音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して再入室を試みていただければと思います。再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

さて、本会より第22次の協議会となります。本日はその第 1 回会議となりますので、新しい協議会会長が指名されるまで、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日の出席状況ですが、協議会委員18名中14名の委員に御出席いただいております。

初めに、第22次協議会委員に御就任いただきました委員の皆様を御紹介いたします。協議会委員名簿順にお名前をお呼びさせていただきます。

最初に、学識経験者委員の皆様を御紹介いたします。

亜細亜大学経営学部 教授の伊藤匡美委員でございます。

法政大学キャリアデザイン学部 教授の梅崎修委員でございます。

銭湯研究家の岸上ステファニー委員でございます。

国士舘大学政経学部 教授の熊迫真一委員でございます。

独立行政法人経済産業研究所 上席研究員の小西葉子委員でございます。

日本公認会計士協会 東京会 副会長で公認会計士の高橋克典委員と医師で銭湯ガイドマスターの中山美子委員は、本日御欠席でございます。

次に、利用者代表委員の皆様を御紹介いたします。

東京都民生児童委員連合会 常任協議員の大西正男委員でございます。

東京消費者団体連絡センター 事務局の星野綾子委員でございます。

東京都地域婦人団体連盟 副会長の山下陽枝委員でございます。

主婦連合会 社会部の若月壽子委員でございます。

次に、業界代表委員の皆様方を御紹介いたします。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長の近藤和幸委員でございます。

副理事長の石田眞委員でございます。

常務理事の佐伯雅斗委員でございます。

次に、関係行政機関委員を御紹介いたします。

江戸川区 副区長の山本敏彦委員は本日御欠席でございます。

三鷹市 副市長の馬男木賢一委員でございます。

そのほか、東京都からは初宿和夫福祉保健局健康危機管理担当局長と野間達也生活文化局長がそれぞれ委員に就任しております。初宿委員は本日は欠席でございます。

続きまして、事務局を担当しております職員を紹介いたします。

東京都生活文化局 消費生活部長の吉村でございます。

そのほか、公衆浴場担当の職員が事務局を務めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

- 1 ページが「東京都公衆浴場対策協議会次第」
- 2 ページが「協議会委員名簿」
- 3 ページと 4 ページが「協議会設置要綱」
- 5 ページの資料 1 が「令和 3 年公衆浴場対策協議会の日程（案）」
- 6 ページの資料 2 が「令和 3 年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）」
- 7 ページから 9 ページまでの資料 3 が「公衆浴場入浴料金算定基準」
- 10 ページの資料 4 が「令和 3 年会計調査対象浴場の選定条件（案）」
- 11 ページの資料 5 が「令和 3 年会計調査対象浴場の選定条件（案）該当浴場数」
- 12 ページの資料 6 が「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」
- 13 ページの資料 7 が「令和 2 年度公衆浴場会計調査結果」
- 14 ページから 16 ページの資料 8 が「令和 2 年公衆浴場組合の取組状況」です。

次に、第22次東京都公衆浴場対策協議会の会長を指名させていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第 5 第 2 項では「協議会の会長は、委員のうちから、知事が指名する」と規定しております。この規定に基づき、第22次協議会会長には梅崎委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、梅崎会長には就任に当たり、一言御挨拶をお願いいたします。

○梅崎会長 皆さん、こんにちは。ただいま本協議会の会長に御指名いただきました法政大学キャリアデザイン学部の梅崎でございます。第22回協議会の会長をお引き受けするに当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思っております。

まず、本協議会の主な役割について確認したいと思いますけれども、知事からの依頼を受けまして、入浴料金の統制額の検討を行うということが本協議会の役割でございます。

近年の状況について申し上げますと、令和元年10月1日の消費税率の値上げに合わせまして、消費税率負担相当額を反映させることとして大人に当たる大人料金10円を値上げいたしました。現在470円という報告になっております。

都内の公衆浴場というのは自家風呂の普及による利用者の減少、経営者の高齢化、後継者不足などによって大変厳しい経営状況にあって、毎年多くの浴場が廃業しているという

公衆浴場自体が減少の一途をたどっているということは、皆さんも御存じのことかと思えます。さらに昨年度から広がっております新型コロナウイルスの感染拡大によりまして社会経済環境全般に大きな影響を与えている。休業を余儀なくされている施設や店舗がある中で、公衆浴場は公衆衛生上の必要な施設として感染予防対策に取り組みながら営業を続けていられているという現状になっております。

本日、第22回の公衆浴場対策協議会の開催となりましたけれども、こうしたこれまでとは全く異なる社会環境状況の中で、また、今日もオンラインで会議をするということで、初めての経験でもあるわけなのですけれども、きちんと統制額に関して皆さんと議論をして、オンラインだからということではなく、いつもと変わりなく議論し、慎重に統制額について検討していきたいと考えております。

最後に、会長として精いっぱい努めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○野口課長 梅崎会長ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長代理の指名ですが、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と規定しております。この規定に基づきまして、第22次協議会の会長代理につきましては、会長から御指名をお願いいたします。

○梅崎会長 国士舘大学政経学部教授の熊迫委員を指名したいと思います。

○野口課長 熊迫委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○熊迫委員 よろしく申し上げます。

○野口課長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この協議会は、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8により公開とさせていただきます。また、議事録につきましても公開する予定ですので、あらかじめ御了承のほどお願いを申し上げます。

続きまして、協議会に対し令和3年の統制額について検討依頼をさせていただきます。本日は知事に代わりまして、野間生活文化局長から行わせていただきます。本来であれば手交させていただくところですが、本日は自席で読み上げさせていただきます。なお、検討依頼文はあらかじめ会長席に置かせていただきました。

それでは、野間局長、よろしくお願いいたします。

○野間生活文化局長 依頼文を読み上げさせていただきます。

下記の事項について検討を依頼する。

令和3年2月19日付、東京都知事名。

記書きの下で、令和3年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口課長 続きまして、野間生活文化局長より御挨拶をお願いいたします。

○野間生活文化局長 引き続き、御挨拶をさせていただきたいと思ひます。生活文化局長の野間と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

第1回の協議会開催に当たり御挨拶を申し上げますが、委員の皆様には御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

公衆浴場は公衆衛生上必要な施設でございますが、入浴機会を提供するだけではなく、地域住民の健康づくりですとか交流の場となっております、日本の伝統的な生活文化でもございます。昨年からの新型コロナウイルスの影響で公衆浴場の利用者が減少しております。そんな中、都内の公衆浴場は利用者の皆様が安心・安全に入浴できますように、公衆浴場組合を中心に組合員が一丸となって感染防止対策を行いながら営業を続けられておると伺っております、この御努力には誠に敬服いたします。また、都の虹色の感染防止ステッカーの掲示につきましても、多大な御協力をいただきまして、こちらも改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、公衆浴場の活性化を図るために、平成30年度から公衆浴場組合の御協力をいただきながら実施してまいりました実証事業というのがございますが、こちらも本年が最終年度となります。今後、その成果を検証し取りまとめる予定となっております。より多くの浴場の実証事業の成果を実践していただけることを期待しておりますとともに、東京都といたしましても積極的に御支援をさせていただければと思っております。

また、この夏は昨年からの延期になりました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。私ども東京都としましては、この大会を精いっぱい盛り上げていきたいと思っております、その中で、私ども生活文化局では「Tokyo Tokyo FESTIVAL」という名称をつけておりますけれども、様々な文化プログラムを用意してございます。これも展開していきたいと思っております。その一つといたしまして、銭湯を舞台にしたイベントというものを企画しております、「Tokyo SENTO Festival」、これが公衆浴場組合の皆様を中心に実施される予定となっております。この機会に銭湯の魅力力を強く国内外に発信していきたいと思っておりますし、これをもって社会に元気を届けていただくことができると期待しております。

ただいま、知事に代わりまして梅崎会長様に令和3年の公衆浴場入浴料金統制額の御検討についてお願ひをしたところでございます。この入浴料金統制額は、入浴料金の最高限度額として知事が指定するものでございます。浴場経営ですとか利用者の皆様に直接影響を与えますことから重要な決定事項となります。現在の長引くコロナ禍によりまして、都民、国民の生活様式の変容を迫られております。公衆浴場経営は、これまでも増して厳しい環境にあると認識しております。本年の統制額につきましても、こうした困難な状況も併せ見て御検討をいただくこととなりますが、委員の皆様には専門的な見地から幅広く御意見・御討議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○野口課長 ただいま、令和3年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、知事から協

議会に対し検討を依頼させていただきました。

ここから審議になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、梅崎会長、よろしくをお願いいたします。

○梅崎会長 それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。

議事はこれからおおむね1時間程度で終了したいと思いますので、円滑な進行に御協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、議事の(1)「令和3年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○野口課長 それでは、5ページの資料1を御覧ください。令和3年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れの案についてお示ししております。都では都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところです。

本日は、資料右側の1番目の2月19日開催とあります四角内、第1回協議会でございます。先ほど協議会に対し、知事に代わり生活文化局長から令和3年統制額の検討依頼をいたしました。本日は、後ほど議題となります統制額算定方法、会計調査対象浴場選定条件について御審議をいただき、その決定を受けまして、事務局において標準的な浴場40軒程度を対象に、直近の決算の状況などを基にした詳細な会計調査の実施に入ります。会計調査結果を取りまとめた後、資料右側に開催日5月中下旬とあるとおり、5月中旬から下旬までの間に協議会報告案を起草するための小委員会を開催いたします。小委員会は学識経験者をもって構成するとされております。審議事項といたしましては、統制額原価計算表の作成と協議会報告案の起草となります。

第2回協議会につきましては、資料下段の四角のとおり6月上旬から中旬までの間で開催させていただきたいと考えております。審議事項といたしましては、小委員会で行った報告案を審議、決定していただき、知事宛ての報告書を提出していただきます。都は同日、協議会報告について報道発表を行います。その後、統制額の指定について知事が決裁し、改定を行う場合には東京都公報で告示を行うスケジュールとなります。

以上が、今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

なお、この日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や、オリンピック・パラリンピックの開催状況等により、会議の開催時期がずれることもあります。変更の際は、委員の皆様にご改めお知らせの上、調整等をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、今後の協議会の開催日程につきましては、事務局の説明内容に従って進めていくこととします。

続きまして、議事の（２）「令和３年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、事務局から説明をお願いします。

○野口課長 それでは、６ページの資料２を御覧ください。令和３年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法について、その基本的考え方、算定手順について定めたものです。

まず、１の「入浴料金統制額の指定」ですが、入浴料金の統制額は、物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者は知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

２の「入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定する総括原価方式を用いることとしております。

次に、３の「入浴料金統制額の算定手順」でございます。

（１）「会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場を４０軒程度選定いたします。

（２）「会計調査の実施」は（１）で選定いたしました浴場の直近１年間の決算書、会計帳簿等の調査分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに令和２年の平均収支実績表を作成いたします。

（３）「収支推定表の作成」は、上記２で作成した令和２年の収支実績表の数値を基準に、それぞれの収支科目ごとに令和３年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。

最後に（４）「入浴料金統制額の算定」は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出いたします。

次に、７ページの資料３、公衆浴場入浴料金算定基準に移らせていただきます。

これは、公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準について、本協議会が定めたものでございます。

第１条及び第２条では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

第３条は、原価計算期間は事業年度を単位として将来の１年間とすること。

第４条は、人件費、用水費及び光熱費など常用費用の科目ごとに、その算定方法について規定しております。

続きまして、８ページの第５条から第７条では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第８条では、原価計算表と経費内訳について規定しております。

９ページになります。この表は先ほど御説明した公衆浴場入浴料金算定基準の第８条で規定する原価計算表の様式で、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。

表中の科目欄は、１の入浴料金収入から４の特別利益までが収益合計を算出する科目となっております。５の人件費から１９の建物再調達費までが費用合計を算出する科目となります。２０の収支差では収益合計と費用合計の差額を計上いたします。２０の収支差に２１の事

業報酬を加えて過不足額を算出いたします。

最後に、この過不足額を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。表右段の推定欄につきましては、令和2年会計調査による実績値を基に、令和3年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。実績と記載しているものについては、令和3年の推定額は令和2年の会計調査の実績値を横引きするということとなります。実績×適正な増減率と記載しているものにつきましては、令和2年の会計調査の実績値に、例えば消費者物価指数などの変動要素を反映して算定するということとなります。

以上で、資料2、資料3の説明を終わらせていただきます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、令和3年入浴料金統制額の算定方法などについては、ただいまの事務局の説明内容に従って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次の議事に入ります。「令和3年会計調査対象浴場の選定条件について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは10ページの資料4を御覧ください。会計調査を実施する浴場の選定方法について御説明いたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず、1の燃料につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用、またはそれらの併用であること。

2の排水につきましては、公共下水道を使用していること。

3の用水につきましては、上水専用または上水井水併用であること。なお原則として、併用比率は上水50%以上といたします。軒数は上水1%から49%のほうが多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が前年度実績を基に翌年度の推定を行う形になりますので、この条件を維持したいと考えます。

4の収入階層につきましては、入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満であることを条件としております。

次に、11ページの資料5を御覧ください。これはただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、令和2年9月に実施した公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものです。網掛けの部分が選定条件に該当する浴場数です。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答443軒のうち、左の燃料条件である木材等の雑燃を使用していない浴場は347軒となっております。次の排水条件である公共下水道利用の浴場は346軒、このうち用水条件である上水50%から100%が110軒。そして、右側の収入階層条件である入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満の浴場数は63軒となっております。

こうして絞り込んだ全ての条件を満たす63軒の中から40軒程度を調査対象浴場として選定してまいります。

以上でございます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは「令和3年会計調査対象浴場の選定条件について」は、ただいまの事務局の説明内容に従って進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、議事の(4)「令和3年公衆浴場会計調査の実施について」に入りたいと思います。

これにつきましては、私から提案したいと思います。

統制額算定の基礎となる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。

これらの調査は専門的な業務になりますので、学識経験者の委員で公認会計士の高橋委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

皆さんの賛同が得られたと思います。ありがとうございます。

それでは、会計調査の実施につきましては高橋委員にお願いします。ただ、本日欠席のため、事務局から高橋委員に伝え、承諾を取っていただければと思います。

○野口課長 承知しました。

○梅崎会長 それでは、次に議事の(5)「協議会報告案起草の付託(小委員会の設置)について」に入ります。

これにつきましても、私のほうから提案いたします。

令和3年入浴料金統制額に関する協議会報告案を起草するため、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置したいと思います。小委員会の構成は学識経験者委員の伊藤委員、岸上委員、熊迫委員、小西委員、高橋委員、中山委員、それと私梅崎の7名で構成していきたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

画面を通して承諾していただいたと思います。皆様、よろしくをお願いいたします。

また、本日欠席の高橋委員、中山委員には事務局から連絡をお願いいたします。

○野口課長 はい。

○梅崎会長 小委員会の会長は協議会設置要綱第7の3、但し書きの規定により、私が務めさせていただきます。

また、小委員会での報告案の起草を受けて、次回の第2回協議会において、これを審議決定し、知事に報告書を提出したいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に議事の(6)「令和3年統制額料金に関する意見・要望の聴取について」に入ります。

小委員会の開催時には、会計調査の結果も踏まえ、報告案を起草してまいります。今回は第1回目ということですので、皆様お一人ずつ御発言をお願いいたします。統制料金の改定等に関する意見要望についてのほか、日頃お感じのことでも構いませんので、委員の皆様から事前にお聞きしておきたいと思っております。

最初に業界代表委員から意見表明をお願いしますが、浴場組合から本日、本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の読み上げを事務局からお願いいたします。

○野口課長 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合様からいただきました要望書について読み上げをさせていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会 会長 殿

令和3年2月19日

東京都公衆浴場生活衛生同業組合
理事長 近藤和幸

令和3年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望について

日頃より、都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について。深い御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

昨年末以降の新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大により、現在、東京都に対しては2度目となる緊急事態宣言が発令され、再度、営業時間短縮や収容人員抑制が求められていますが、都内公衆浴場は、前回の緊急事態宣言発令時から、徹底した感染防止対策を施した上で営業を継続してきました。

しかしながら、人との接触を抑制する生活様式の浸透や集客イベントの自粛等により、公衆浴場の利用者は減少したまま依然として低調であり、近年、公衆浴場の活性化に活路を開きつつあったインバウンド需要にも、相当の間、期待することができない状況です。

公衆浴場が直面しているこうした困難は、有効な治療法が確立されていない感染症の拡大による社会の変容に伴い生じたものであり、浴場経営者の自主的な取組だけでは、対策を講じることに限界があると言わざるを得ません。

戦後最大の国難とも評されるコロナ禍の長期化に伴い窮地にある都内公衆浴場の存続のために、令和3年の入浴料金統制額については、下記のとおり改定を要望いたしますので、格別なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 マスク・消毒液等の購入費及び消毒作業に要する人件費が新たに生じているため、感染防止のための経費を確保できる金額となるようご検討いただきたい。
- 2 施設設備の老朽化や経年劣化に伴う機能低下により、維持管理経費が増大しているため、適切な設備投資が行うことができる金額となるようご検討いただきたい。
- 3 入浴料金統制額は、消費税率改定時を除いては、過去12年間にわたり実質的には据え置かれているため、次代の経営者に将来への展望を示すことができる金額となるよう

ご検討いただきたい。

以上でございます。

○梅崎会長 それでは、業界代表委員から御意見をお願いいたします。

○近藤委員 今、事務局の課長のほうからお話がありましたように、我々は今回の新型コロナの影響で大変打撃を受けております。そして、その対策に応じて、我々は浴場専用のガイドラインを配りまして意識の向上を高めておりました。その結果、クラスターの発生は一切ございません。それは自信を持って言えると思います。

ただし、アルコール消毒、検温、マスクの着用、オゾン発生器など、それから、定期的な消毒なども行っております。そういうこともありまして人手もかかっておりますが、さらに売上げは3割落ちております。どこの浴場に聞いても、やはり3割減という話が出てきております。そのような中で、我々の業界としては仕込みとか、かかる費用はほとんど変わらないのです。それで水道光熱費、経費がほぼ同じなので、では、どうやって経営していくかということは、我々の給料を削減して、給料を落としてでも経営していくという状況に今なっております。

そういう状況でありますので、廃業を考える浴場さん、それから、廃業せざるを得ない浴場さんが続々と今出てきている状況でございます。ということは、逆に言うと、利用者の都民の皆さんが銭湯難民、去年も私は言いましたけれども、これがどんどん進んできているような状況になっております。実際に今、去年は500軒ちょっとあったのですけれども、現在は494軒と下がってきております。何としても浴場を守りたいということは、私の宿命だと思っております。さらに戦後建ったお風呂屋さんが多くございまして、老朽化も進んでおります。それに対しての維持の費用もかなり進んでおります。大変でありますので、ぜひ我々の子供たち、あるいは後継者、子供たちに胸を張って後を継いでくれと言えるような状況では今はないと思っておりますので、後を継いでくれる人が育たないというのが今の我々の現状でございます。

このままでは日本の文化、そして、銭湯文化が本当になくなってしまわないか。我々は大きな所帯を持っていますので、銭湯が1回廃業すると二度と立ち直ることができない、そんな状況でございますので、何とかその配慮をお願いしたいと思っております。例えばですが、20円値上げしていただければ、150人来るお風呂さんは年間100万円利益が上がります。それを有効利用することができます。ぜひとも検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ただいまの要望及び意見について、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。これからお一人ずつ、順番に御意見を伺うということになりますので、もし質問等を後から思いついたというときには、一人一人の御発言の中で意見や質問をしていただいても構わないと思っております。

それでは、名簿順に指名させていただくという形で、皆様の意見を聴取していくということになります。まず初めに、学識経験者の方からお願いしたいと思います。

伊藤委員からあいうえお順で順番にお願いします。

○伊藤委員 全然本編とは関係ない話なのですが、近藤さんの声は最初から最後まですごくよく私のところには聞こえておりまして、都庁にいる皆さんの声がぼうっとしていたり、ハウリングを起こしたりしており聞こえないというのが私の状況なのですが、できればオンラインということが今後も続くようであれば、都庁サイドの会議運営側の皆さんの音声の状況をもう少し改善していただければと思うのですが、それは私だけの状況でしょうか。ちょっと皆さんの状況も御確認いただいてやっていただければと思います。先ほどの近藤さんのお話、徹頭徹尾、私のほうはよく聞こえておりました。梅崎先生とか都庁の皆さんたちの御意見とかお話のほうはぼわっとして聞こえないというのが私の受けた印象でございます。それぞれの先生方に御確認いただければと思います。

銭湯についてお話をさせていただきます。今回、資料をいただきまして、廃業数は多いものの1日当たりの利用者数は伸びており、公衆浴場組合の皆様たちの御努力に若年層、それから、インバウンドへのアピールも評価されており、本当によい循環だったところに新型コロナが水を差したというところで、残念でなりません。

今後、第22次の協議会で検討することになりますが、都民の健康・衛生というところでは非常に不可欠、しかしながら、コロナの収束後を見据えて攻めの経営ができる銭湯でなければならないということを私の心に置きながら検討会を進めていきたいと思っております。引き続き、皆様どうぞよろしくお願いたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

多分、マイクがハウリングしてしまうのは、1か所だけでマイクを録っていたのが、複数で録る仕様に途中から変わってしまっているからだと思いますので、当座、今、ここにいる方々は自分の発言のときはオン、そうではないときはミュートという形を取ったら何とかなのではないかなと思います。よろしくお願いたします。

次に岸上委員、よろしくお願いたします。

○岸上委員 よろしくお願いたします。私のほうも聞こえていなくて、結構日本語が分かりにくいので、いろいろ分からないことが多いのですが、すみません。

今回は今までよりもとてもデリケートだと感じまして、結構やめてしまう銭湯が増えていて、昨日もまた知らせが来て、いつもすごく悲しいお知らせだと思っています。

銭湯の役割はコロナのときでもとても重要だと思っています。1人で家で悩んで、不安なことが1年間ぐらい続いていて、銭湯に来たら知っている顔に会えたり、自分の家族が遠くに住んでいると会えない。銭湯に来てふだん会っている顔とか銭湯の人の顔とかが見えてとても安心して見えるように見えています。

値段が上がることは理解できますけれども、上がったなら結構インパクトがあると思いますので、例えば値段をちょっと高くしたら、その代わりに皆さんが例えば夫婦で来るように夫婦チケットとか、イベントではなくて家族チケットとかもできたらと思っています。

皆さんといろいろな考えを交換して、一緒に考えたいと思います。よろしくお願いた

します。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、熊迫委員のほうから、よろしく願いいたします。

○熊迫委員 国士舘大学の熊迫です。

最初に、通信のこちらのほうの状況ですけれども、先ほど伊藤委員のほうからお話があったとおり、全く同じです。ほかの委員の先生方の話はよく聞こえておったのですが、やはり都庁のほうの音声がちょっと厳しいところがあったかなと思います。

今回の検討に当たって、先ほど来話が出ていますとおり、やはり私自身もコロナの影響といったところがとても興味のあるところでした。先ほど近藤委員のほうから今回いろいろな対策を公衆浴場のほうもなさっていて、クラスターの発生がなかったというようなお話を伺いまして、相当努力をされたのだろうということがよく分かりました。廃業を考えている事業者の方も多いいいことで、そういったところは何とか食い止めてこの日本の文化といったところを守るように、またその一方で、消費者、利用者の方も許容できるようところで、双方が妥協できる着地点というところを目指せばいいなと考えております。

簡単ですが、私のほうからは以上です。

○梅崎会長 熊迫委員、ありがとうございます。

続きまして、小西委員のほうからよろしく願います。

○小西委員 お久しぶりです。こうやってオンラインですけれども、皆さんで一堂に会せたことが、私はとても嬉しく思いました。もしかしたら知り合いの方にコロナ感染された方とかもいらっしゃるのかもしれないですけれども、今日このように集まれて本当によかったなと心から思っています。

緊急事態宣言が出たときに、数多くの商業施設、サービス施設、いろいろなところに休業要請が出されました。公衆浴場への対応をみましたら、公衆浴場はやはり必要不可欠だと認識され、一度も休業要請とか時短要請が出ませんでした。そのことについて、公衆浴場は、本当に日本にとって必要な施設、設備、サービスなのだなど実感しました。これは今まで公衆浴場の組合の方たちが頑張ってきた成果だなど思いました。人と人が接する、お風呂と一緒にいるわけですから、休業になってしまうかなと思ったのですけれども、休業がなくさらにクラスターが出ないように努力を続けられて、実際に出なかったという報告を聞いて、本当に皆さんの努力が実を結んで素晴らしいことだなど感じました。

インバウンド需要がここ数年すごかったので、価格設定をどうするのか、需要急増下での決定も大変でした。しかし今度は逆にインバウンド需要がゼロになって、非常に経営が厳しい状態での価格設定の議論になってきます。私が委員になって5～6年たちますけれども、今までにない、会計調査の結果を見ることになるのかなと思っています。そのうえで、小委員会でも柔軟に判断・議論ができればいいと思っています。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、利用者代表の方に御発言をいただこうと思います。こちらも順次あいうえお順でお願いいたします。初めに大西委員、よろしくお願ひいたします。

○大西委員 民生児童委員連合会から参加しております大西と申します。

専門的なことは別として、値上げの問題ということもありますけれども、一番の問題はコロナ禍ということで、利用者の方が怖がっているというか、そういった風潮が非常に強いのではないのかなという感覚は持っております。実は私は銭湯はあまり行っていないのですけれども、よくゴルフ場に行きまして、ゴルフ場も銭湯のようなものが必ず備わっておりますから。一時期はゴルフ場の銭湯が利用できませんでした。しかし、今は利用できるように状態にはなっておりますが、汗をかいて帰るときも、今は寒いのですけれども、利用する人がいないのです。私などはあまり気にしないで利用するほうなのですけれども、風呂に入らず、ゴルフが終わったらそのままさっと帰ってしまうという傾向がずっと今でも見られております。ですから、幾ら除菌とか、いろいろな努力をされているのですけれども、その辺の意識の変化が起きないと、なかなか利用客は増えないのではないかなと素人ながらにちょっと今感じたことを申し上げております。

ほかにもいろいろ申し上げたいことはあるのですけれども、大勢の方がしゃべりますので、1つの要素にさせていただきますけれども、そんな感じを持っております。

以上でございます。

○梅崎会長 続きまして、星野委員からよろしくお願ひします。

○星野委員 星野と申します。よろしくお願ひいたします。

マイクの調子は伊藤委員からおっしゃっていただいたことと私も同じです。皆様の声は聞こえますが、都庁のほうのところはとてもぼわぼわして、私はちょっと耳が弱いので、今日のこの会議は辛いです。

感想のほうからいきます。この間、やはりコロナ禍ということで、外出自粛を私も1年弱、去年の3月からほぼ在宅でやっております。その関係でメディアといいますか、SNSやテレビを見る時間が増えました。そのときに、ここ1年の間なのかな、私はこの委員を去年初めてやらせていただきましたので、アンテナが立ったとは思いますが、銭湯に関する話題を多く目にする機会がありました。私は実はあまり銭湯を使ったことがなくて、幼少期に使っていた記憶がありますけれども、自宅のお風呂がありますので、わざわざ出かけてということをしていなかったのですが、この1年、そういったところに触れることによって行ってみたいなと思いました。

特に私がいいなと思ったのが、渋谷にある改良湯さんというところ、ニュース番組で見たのですけれども、中が暗くなっているというところに実は魅力を感じました。あまり私はほかの方の前で裸になる習慣がないので、明るいと嫌だなと思っていたのですが、そういう銭湯もあるのだということを知りました。私が住んでいる日野市からは遠いのですが、緊急事態宣言が解除されたら主人を誘って行こうと思っています。先ほどステファニーさ

んがおっしゃっていた夫婦割りのようなものがあるといいという御意見はとても参考になりました。私も同じように思っています。

近藤委員のほうからお話がありました、実は20円上がると150人入る銭湯は100万円の収入があるのだよという例がとても分かりやすかったです。去年もこちらに参加していて、10円、20円という金額が上がるのが、どのような効果があるのだろうかと実は思っていました。また、利用者としてはそう言われても500円を超えると、私は行かなくなるかなという気もしていました。ですので、この後、多分小委員会を経て調整金額のほうが出てくると思いますけれども、消費者のほうの代表としての声としましては、利用しやすい金額が望ましいのですが、やはり銭湯がなくなるとは私は悲しいので、そこを配慮した上での金額の設定に対して、次回になるのでしょうか、意見を言わせていただけたら幸いです。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に、山下委員、よろしく願いいたします。

○山下委員 先ほど近藤さんのほうからお話がありましたけれども、クラスターが発生していないということで私も安心いたしまして、よかったですと思います。

それから、マスクとか消毒薬の費用に補助がほしいというようなことが最初にお話に出ておりましたけれども、私もお風呂に来る人がマスクはどうして来ているのかなと思って、マスクをやって来ているのか、消毒薬はもちろんそこで置いていただいてやってほしいのですけれども、マスクのほうは大体自分がやって来るのではないかな、どうやってお風呂に入っていらっしゃるのか分からないで、この公衆浴場の協議会があるということで、皆さんお風呂に来るときに、マスクや何かはどうしているのかなというようなことをちょっと心配いたしました。

やはり先ほどおっしゃったように、来る人は少なくなっていると思うのです。売上げが大変減っているということで、経営も本当に大変だと思うのです。494軒になっているということ、これ以上おやめになるということのないように守りたいということをおっしゃっておりましたけれども、本当にそれは私たちも、やはり銭湯がなくなるとは困るという方もたくさんいらっしゃるのです。ですから、ぜひそれは何とか守ってあげたいと私たちも思っております。ただ、費用の点は、どのくらい値上げするとか、そういうことはこれからいろいろと検討してやっていくのではないかと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○梅崎会長 続きまして、若月委員のほうからよろしく願いいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。声に関しては最初に伊藤さんが御指摘なされたのと同様です。あと、ステファニーさんの声もちょっと聞きづらいことがありました。

私の感想ですが、この協議会に先立って御案内があった東京都が提供している情報番組、東京サイトでの東京銭湯の放送を見ました。先ほどお話に出ていた改良湯さんも出ていました。紹介された銭湯は本当にそれぞれ特徴があって、とても魅力的で行ってみたいなど

思うのですけれども、近くにないのが少々残念でした。

話は変わりますが、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて、浴場業の振興指針というのが定められていて、昨年改正されています。この振興指針を見ると、公衆浴場の置かれている現状とか問題点などが分かりますし、また、今後も取り組むべき課題等が示されています。

この指針というのは新たな衛生上の課題や経済・社会情勢の変化、営業者及び利用者等のニーズを反映して、適時かつ適切に改定されるとあります。内容を読みますと多岐にわたっていて、実践するのはなかなか大変そうだなと思ったのですけれども、この振興指針というのは、実際のところどの程度行き渡っているのかしらと私は思いました。

また、この指針が何年かに一度改正されるようなのですけれども、それが現場にフィードバックされて、また、それを反映させるための積極的な試みというのは行われているのか、統制額そのものの議論とはちょっと離れるのですけれども、経営に直接関係することでもありますし、様子を聞かせていただけたらと思いました。よろしく願います。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、業界代表の方々に御意見をいただきたいと思えます。近藤委員は先ほどお話しいただきましたが、業界代表のお二人からも補足があればお願いいたします。

まず、石田委員のほうからいかがでしょうか。

○石田委員 理事長の補足説明を十分に御理解の上、検討をよろしく願います。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

佐伯委員、どうでしょうか。

○佐伯委員 私は多摩地域で銭湯を営んでおります。多摩地域というのは、やはり数も少ないですし、人口が少ないということで大変弱い銭湯が多くなっている地域でございます。ですから、何年もの間、値上げには消極的なお店が大変多かったのですけれども、ここ数年は多摩地域の銭湯から、このままの金額だと厳しいという声がよく上がるようになりました。背景としては、いらっしゃるお客様のほうが銭湯は安いねということをつたひ口にしてくださるようになった。店主たちの大きな心変わりというか、もう少し金額が上がってもいいのだなと多摩地区の銭湯の主人たちが思い始めたのは、利用者の皆さんから逆に、銭湯は安いねと、周りのものに比べて安いのではないかという声が多くなったからだと聞いています。そういったことで、末端の銭湯までもが、今、金額的には上がっても、それほど利用者の皆さんに影響が出ないのだなと考えているということだけお伝えをしておきたいと思えます。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、関係行政機関のほうから、馬男木委員、よろしく願います。

○馬男木委員 副市長会の推薦ということで、委員を務めさせていただくことになりました。

た。三鷹市副市長の馬男木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、三鷹市の状況からお話をさせていただきたいと思ひます。現在、三鷹市には4軒の公衆浴場がございます。昭和55年、1980年には26軒の公衆浴場がございましたので、40年間で22軒が廃業されたこととなりますが、それでも、多摩地域では府中市さんの5軒に続いて2番目に多いという状況でございます。

これに対して、市の支援策でございますけれども、補助として夫き←3-2つございまして、公衆浴場さんが行われるスタンプラリーなどのイベントを対象とした補助と公衆浴場の設備の改修補助の2つ。それから、高齢者を対象とした入浴券の配付ということで行っております。補助・助成の予算額は総額で1200万円程度でございます。メニュー自体は大体多摩地域の他の市と同様の内容でございますけれども、予算としては武蔵野市さん、八王子市さんに続いて3番目の額というような現状でございます。

この会議に参加させていただくに当たりまして、公衆浴場さんに一定のコロナウイルスの影響についてのヒアリングをやってもらいました。その中で、利用者について、20%から30%程度の減少であろうということございまして。近藤委員が冒頭お話になった数字と大体多摩地域も、若干少ないかもしれませんが、同じような状況ではないかと思ひます。

私どもでコロナ対策として実施しました補助の中で、コロナに負けない環境づくり補助金というものをつくりまして、一定の空気清浄機とか、あるいは抗菌ソファなどといったようなものに対しても補助をさせていただくという形で支援をさせていただいたところではあります。いずれにしましても、コロナがどのような影響を及ぼすのか、公衆浴場の入浴料金の算定に当たって令和2年度、そして、令和3年度の予測についてもかなり大きな要素となるのであろうと思われまますので、一生懸命検討していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

各委員から御意見等がありましたが、全体を通じてさらに御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 先ほどゴルフに行ったときにすぐ帰ってしまうというお話がありました。同じようにお年寄りが最近、自分もやはりコロナにかかると死に至るといった危険性を持っているので、3割減の要因の中にはお年寄りが来なくなったということが結構大きい部分であります。

もう一つは、お子さんも少なくなりました。今まで子供入浴無料が区によってはあるのですけれども、70人、80人、無料で来られたのが、今は5人、6人しか来ない。そんな状況であります。家庭のほうも気をつけているのだなと思っております。それが現状です。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ほか、皆様のほうで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ御意見を賜りまして、実際の問題としましては小委員会のほうで会計のデータが入ってきますので、まず、そのデータをしっかり見て経営状況を判断していくというのが小委員会に任された役割なのかなと思います。データで見るとということと、伊藤委員のほうからも少しありましたけれども、仮に経営が悪化したから上げたときに、例えば2022年とかコロナが収束した後に、この価格が適正なのかということをお勧めないように、やはりコロナ収束後も見据えた銭湯経営の戦略というものも視野に入れつつ議論していく必要があるのかなと思いました。

あと、私は意外と緊急事態宣言下によく銭湯に行っていて、新たな銭湯の価値が発見できたのかなと思います。やはり職場に行かずに部屋にこもって仕事をしている、家事だとか仕事だとかあったときに、ストレスフルな生活をされている方も多いと思います。その中で、ある意味で銭湯に行くことの価値というか、銭湯による心理的安全といいましょうか、心的な回復といいましょうか、そういう効果が銭湯にあることが発見できたと思います。危機ではありますけれども、新たな価値がそこに発見されていくことに将来の可能性があると思います。しっかり小委員会で議論していきたいと思います。

続きまして、次第4の報告事項に入ります。

報告事項は、2つあります。一括して説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは、12ページの資料6を御覧ください。都内公衆浴場の浴場数の推移と入浴料金統制額の改定状況について記載しております。

上段1、都内の公衆浴場数等の推移を御覧ください。都内の公衆浴場は昭和43年の2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっておりまして、昨年の12月末時点で499軒となっております。このうち、区部に所在する浴場数は453軒、市部は46軒となっております。

次に、利用人員の欄を御覧ください。1浴場、1日当たりの平均利用者数を記載しております。この平均利用者数は、都内公衆浴場の入浴料金収入を基にして算出した計算上の人数です。昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人から140人の間で推移しています。近年は増加の傾向にあります。なお、令和2年につきましては、現在調査結果の集計中です。

次に、自家風呂保有率の欄を御覧ください。総務省が5年に1回実施している住宅土地統計調査の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最多であった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と5割に満たなかったわけですが、その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在、都民のほとんどは自宅で入浴できる環境となっております。なお、平成25年以降に実施された総務省の住宅土地統計調査では、自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以後、統計がございません。

矢印の下、区市別公衆浴場数を御覧ください。令和2年12月末現在の浴場数を区市別に見たものです。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。

このうち、浴場数が最も多い区が大田区の36軒、次いで江戸川区の32軒、足立区と板橋区の29軒と続いております。一方、市部につきましては御覧のように浴場数が多い府中市でも5軒にすぎないという状況となっております。公衆浴場が1軒もない市は青梅市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市の8市となっております。また、全ての町村にも公衆浴場はありません。

次に、下段の左、2、東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況を御覧ください。昭和63年から令和元年までの入浴料金統制額の改定年と、その内容を記載しております。直近の改定は消費税率が8%から10%に引き上げられた令和元年10月1日に2%の消費税負担相当額10円を大人料金に反映した料金改定を行ったところです。令和2年につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の不安や生活への影響等に配慮して据え置くことといたしました。

次に、13ページの資料7を御覧ください。令和2年度の公衆浴場会計調査結果でございます。昨年度、40浴場を対象に会計調査を行った結果となります。

一番下の所要値上げ率が4.349%となっております。現在の入浴料金470円に、この4.349%掛けると約20円の乖離額となります。

次に、14ページの資料8を御覧ください。この資料は、これまでの協議会報告の中で意見として表明された項目について、その後の取組状況をまとめたものです。それぞれの項目につきまして、私どもが浴場組合から聞き取りました実施状況を説明させていただき、後ほど浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

第1の施設内の禁煙化、ボディーソープやシャンプー等の常備の実施率向上ですが、施設の禁煙化、または分煙を行っている浴場は、平成30年の9月1日に100%達成後は、引き続き維持されているとのこととあります。無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、昨年の9月1日時点で85.4%にまで増加しており、着実に促進が図られております。

第2の利用者拡大を図る取組事例につきましては、例年新しい取組を進めていただいておりますが、昨年は新型コロナウイルスの関係で、外国人や銭湯未経験者を対象とした銭湯入門塾をはじめ、多くのイベントを中止せざるを得なくなりました。このような中、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合との交流促進等を目的に開催している銭湯サポーターフォーラムは、今年で6回目となりました。今回は、会場に足を運ばずに視聴できるオンライン形式で行われ、192名が視聴されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が今後協力・連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としてもこうした取組を支援してまいります。

次に、15ページを御覧ください。第3の公衆浴場活性化支援実証事業につきましては、東京都が実施する公衆浴場活性化支援実証事業を利用し、利用者の拡大を図り、事業の継続につなげていただく取組です。この事業は平成30年度から始まり、3年間の取組のため、今年度が最終年度となります。今年度の主な事業としては、新型コロナウイルスの感染を

徹底的に防止するために、清掃・消毒について具体的な助言をする専門家を20浴場に派遣しました。また、専門家の派遣に先立ち、利用者のアンケートを行い、利用者が銭湯に求める感染防止策など、回答結果を生かした清掃マニュアルを作成しました。その他、これまでの2年間の実証事業の効果を検証するため、参加者を対象としたアンケートの実施とヒアリングを予定しております。

第4の銭湯の魅力を国内外に広める取組の積極的推進につきましては、平成27年4月から浴場組合はホームページを全面リニューアルし、多言語化を図るとともに、SNSを活用した銭湯情報の発信を続けている実績を掲載しています。折れ線グラフを御覧ください。新型コロナウイルスの影響で外国から日本への渡航が制限されたことに歩調を合わせ、海外からのアクセスも急激に減少しております。その下に記載していますのは、浴場組合がチャンネル登録数が非常に多い外国人YouTuberの方お二人に、銭湯の魅力をPRするための動画作成を依頼し、平成29年11月と平成30年1月に動画サイトで公開したものでございます。

次に、16ページを御覧ください。第5の健康増進事業やコミュニティーの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、今年の4月1日から12月末までの間に大規模改修を行った浴場が4軒となっております。なお、こうした施設の改築、または改修には多額の資金を必要とすることから、都ではこれらの経費の一部について助成を行っているところでございます。

浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。施設の耐震化を行った浴場は30軒、使用燃料を重油や廃材などから都市ガスに転換した浴場は5軒、ガスバーナーやガスボイラーを高機能機器に更新した浴場は11軒、照明器具のLED化を図った浴場は10軒、コージェネレーション設備を導入した浴場は1軒、太陽光発電システムを導入した浴場は0軒となっております。

以上で、資料の説明を終わります。

○梅崎会長 ありがとうございます。

資料8の「協議会報告 意見に対する取組状況」について、浴場組合として補足説明があればお願いいたします。

○近藤委員 それでは、補足説明をさせていただきます。

料金につきましては要望書にも書いたのですが、消費税の値上げに伴う料金の値上げで実質的には12年間据え置きという状況でございます。

それから、取組状況の中で、1番目のボディーソープ、禁煙化についてですが、禁煙化については100%ということで達成ができました。これはすばらしいことだと思っております。そして、ボディーソープにつきましては85%、ほぼ各浴場さんがやっただけという状況でございます。ただし、浴場さんの中には、歳を取って高齢でなかなかできないという浴場もありますので、ボディーソープの調査はもう要らないのではないかな

と私は思っております。

2番目の利用者の拡大というところで、今、銭湯サポーターが7,000人以上いると思います。その中で、192人を相手に銭湯サポーターフォーラムを開催いたしました。今回、コロナの対策のためにオンラインということでやりました。そして、チャットも含めまして現場の意見を取り入れながら楽しくできました。それで、各サポーターの方々にSNSでいろいろなものを広めてもらっているの、ありがたいなと思っております。

3番目の清掃アドバイザーの派遣なのですが、おかげさまで、これによって我々の業界も意識が高くなっております。ありがたいことだなと思っております。そして、先ほど私も言いましたように、ガイドブックをつくりまして、それを実行してもらおうということで徹底をしております。

4番目なのですが、シャアラさんとジョンドーブさんがYouTuberの方で、60万とか140万という方に見ていただいて、発信した翌日に、もう私の銭湯には外国人が来ました。かなり影響度が高いなと思っておりますが、今回、コロナウイルスのおかげで、全く外国人が来なくなっているのは現状でございます。

5番目の健康増進のところでは、先ほど委員の方からお話もあったと思いますが、渋谷の改良湯なども、この健康増進の助成によって改築をすることができました。このように代を替わる、あるいはリニューアルすることによってお客さんに魅力を与えるといったことが、皆さんの考え方の中に根づいてきているのではないかなと思っております。それから、最近も3.11の余震で地震がありました。NHKのカネオくんという番組でも紹介していただいたのですが、お風呂屋さんは一時的避難所になるという部分もありますので、耐震補強をぜひ各浴場でやって、お風呂屋さんが地震のときに何かの足しになるような地域貢献をしたいなと思っております。

それから、ガスについてはCO2削減ということで、約70%以上の浴場さんがガス化になっております。

そのような状況でございますので、補足説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしますと、少し時間を当初の予定よりもオーバーしてしまったのですが、以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○野口課長 それでは、恐れ入りますが、先ほど若月委員から振興指針についてお尋ねがございました。福祉保健局の課長から一言お話をいただくことにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○木村課長 私は福祉保健局環境保健衛生課長の木村と申します。生活衛生関係営業の運

営の適正化及び振興に関する法律を所管しております。

先ほど若月委員のほうから振興指針についてのお問い合わせがございました。振興指針につきましては、毎年指針に基づいて組合さんのほうで事業計画を立てて実施しております。東京都の浴場組合についても同様に実施していただいているところでございます。

○若月委員 分かりました。ありがとうございます。

○野口課長 恐れ入ります。小委員会及び次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして開催日を決定いたします。

なお、本日は会議進行上、音声の一部不具合が生じまして、会長及び特にオンライン参加の委員の皆様には御負担と御不便おかけしたことをおわび申し上げます。次回に備えて改善を図ってまいります。

日程調整については改めて御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○梅崎会長 それでは、これもちまして本日の会議は終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました

午後 3 時 39 分閉会